

境港市障がい児者プラン

～安心して地域で暮らせる

共生社会の実現をめざして～

令和 6 年 (2024年) 3月改定

境 港 市

は じ め に

本市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、そして児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化した「境港市障がい児者プラン」を策定しており、プランの基本理念である「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向け、様々な施策を推進しております。

令和3年以来となる、このたびのプラン改定では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正など、近年の障がい福祉分野における大きな動きや、社会情勢の変化、障がいのある方からの意見等を踏まえ、プランを構成する3つの計画全てについて改定を行いました。

今後におきましても、本プランに基づき、子どもから高齢者まで、障がいのある方や外国人の方など、すべての人々が、互いを尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現に向け、全力で取り組みを進めてまいります。

市民の皆様をはじめ、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等の関係機関の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、プランの改定にあたり、熱心にご審議いただきました境港市障がい児者プラン策定・評価委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をくださった市民並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

境港市長 伊達 憲太郎

《目 次》

第1章 境港市障がい児者プラン(令和6年3月改定)について

1 プランの趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの計画期間	6
4 プランの策定(改定)体制	6

第2章 障がいのある方の現状

1 人口の推移	7
2 身体障がい	9
3 知的障がい	12
4 精神障がい	13
5 難病	16
6 障害支援区分	17

第3章 境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向

1 プランの基本理念	18
2 プランの基本目標	18
3 分野別施策の基本的方向	19

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

1 令和8年度の目標値	31
2 施策の方向性	39
3 障害福祉サービスの見込量	40
4 地域生活支援事業の見込量	50
5 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量確保のための 方策	57
6 障がいのある児童に係るサービスの見込量と見込量確保のための 方策	58
7 PDCAサイクル	62

参考資料	63
------	----

第1章 境港市障がい児者プラン(令和6年3月改定)について

1 プランの趣旨

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、平成27年3月に「境港市障がい児者プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、障がい者施策を推進しているところです。

その後、障がいのある方を取り巻く社会環境もめまぐるしく変化し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、同年8月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、平成29年9月には「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(あいサポート条例)」が施行されています。また、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されました。

このたび、令和6年度から令和14年度までの「障害者計画」と令和6年度から令和8年度までの「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」で構成されるプランを改定することにより、引き続き、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指す取り組みを進めていきます。

2 プランの位置づけ

このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の「障害者基本計画」、「基本指針」及び鳥取県の考え方を踏まえて改定します。

また、本市における上位計画にあたる「境港市まちづくり総合プラン」や「境港市地域福祉計画」との整合性を図ります。

■障害者基本法（抜粋）

第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律

の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

■児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第33条の23の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 プランの計画期間

このプランの計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間です。

プランの中で、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直すことになります。

また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障害者計画 (障害者基本法)	第2期計画								
障害福祉計画 (総合支援法)	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
障害児福祉計画 (児童福祉法)	第3期計画		第4期計画			第5期計画			

4 プランの策定(改定)体制

このプランの策定(改定)にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される委員会を設置し、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定(改定)します。

第2章 障がいのある方の現状

Ⅰ 市の人口の推移

■人口の推移

平成12年から令和2年までの総人口の推移をみると、20年間で4,103人減少しています。

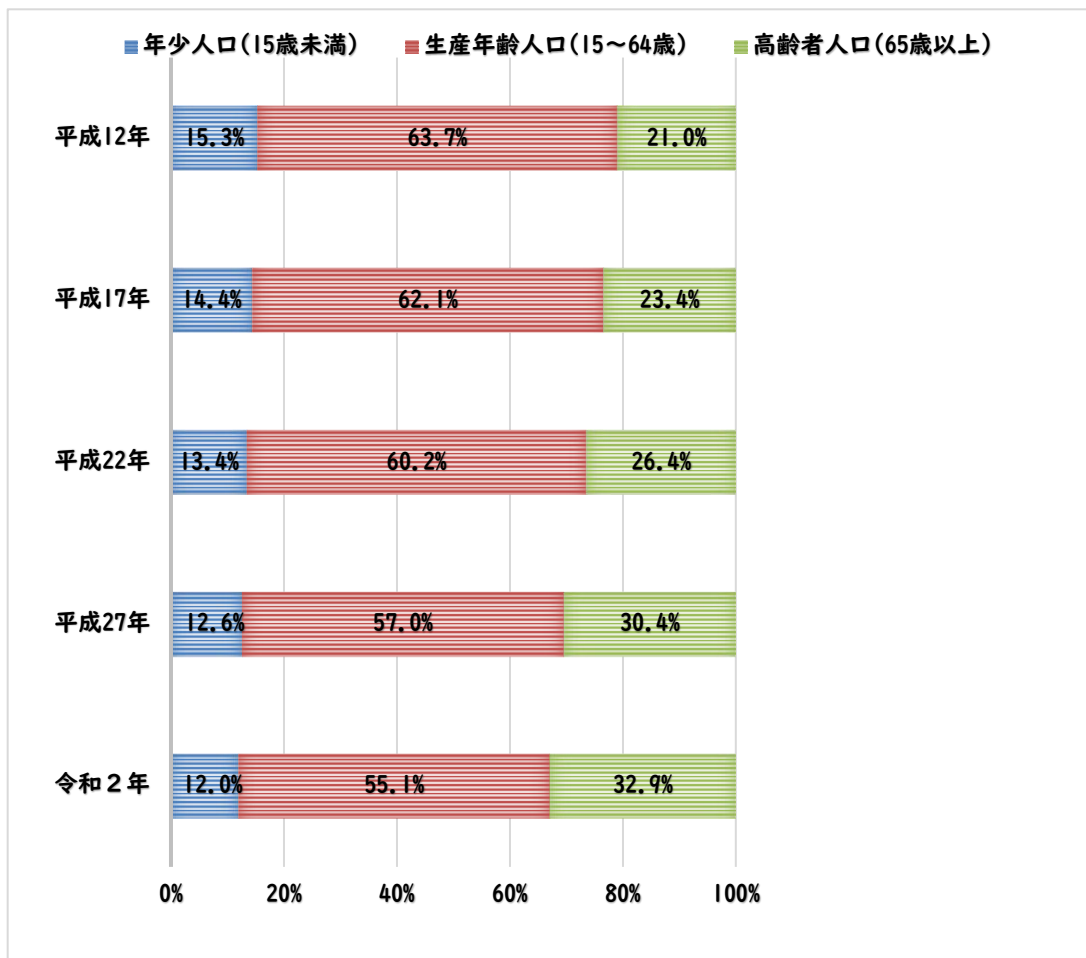
これに対して世帯数は20年間で623世帯増えており、単身世帯や核家族世帯が増えているといえます。

	人 口 (人)	世 帯 数 (世 帯)
平成12年	36,843	12,505
平成17年	36,459	12,798
平成22年	35,259	12,870
平成27年	34,174	13,094
令和 2年	32,740	13,128

資料：国勢調査（平成12年～令和2年：各年10月1日現在）

■人口の推移（構成比）

過去20年間の人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査（平成12年～令和2年：各年10月1日現在）

※端数の四捨五入で数値の合計が100%にならない場合もあります。

2 身体障がい

■身体障害者手帳所持者の推移

過去5年間の身体障害者手帳所持者数は若干減少傾向にあり、5年間で66人減少しています。

1～2級の重い障がいを有する方が、約半数を占めています。

単位：人

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 30年度	18歳未満	13	7	4				24
	18歳以上	465	200	226	319	73	74	1,357
令和 元年度	18歳未満	11	4	3				18
	18歳以上	454	199	227	326	73	71	1,350
令和 2年度	18歳未満	9	4	3				16
	18歳以上	454	194	220	314	73	65	1,320
令和 3年度	18歳未満	10	3	3	1			17
	18歳以上	432	191	233	312	70	67	1,305
令和 4年度	18歳未満	9	2	3			1	15
	18歳以上	442	188	221	314	67	68	1,300

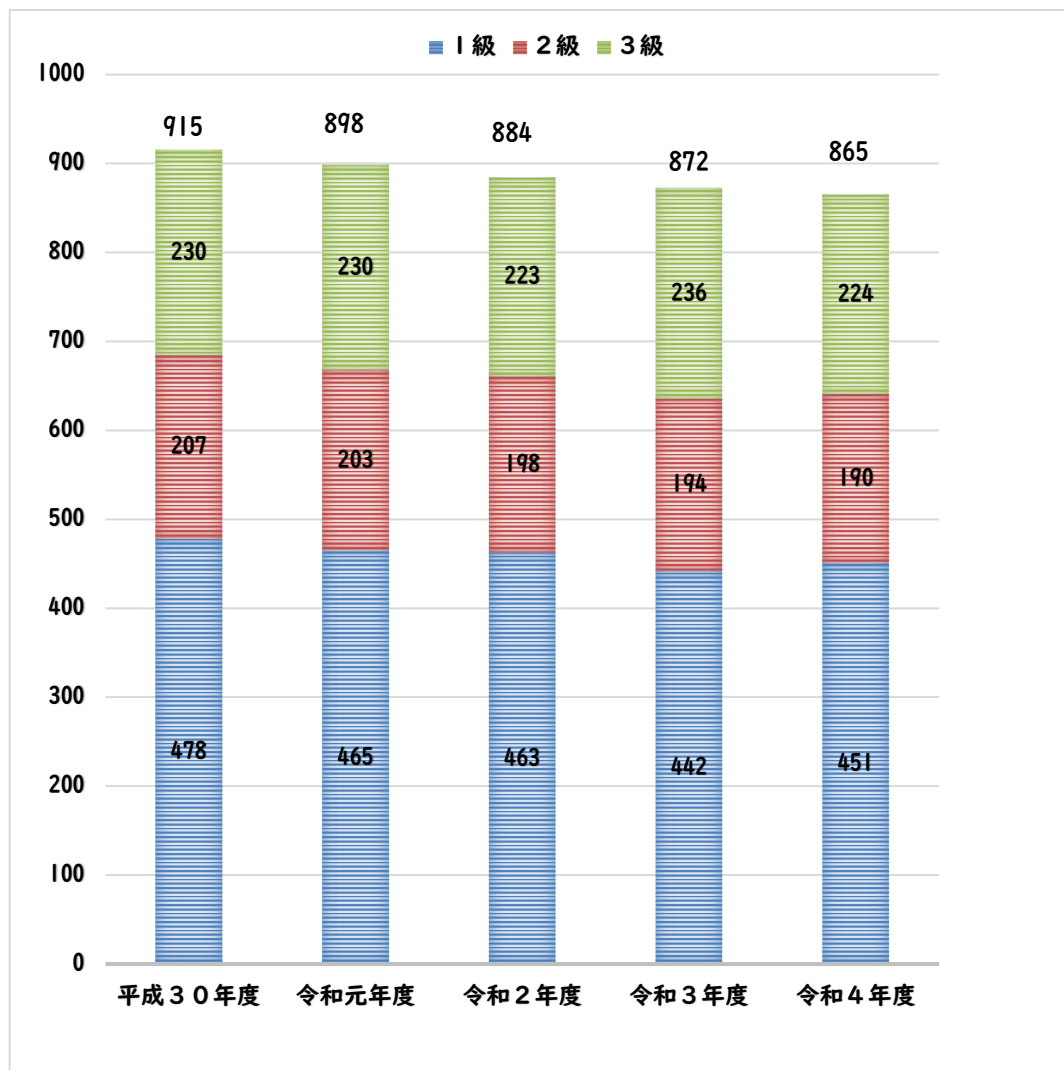
資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

■ 1級から3級所持者の推移

過去5年間の1級から3級の方の推移をみると、1級の方は2級、3級の方の2倍以上の人数になっています。

境港市の総人口の約2.6%の方が、1級から3級の手帳を所持しています。

単位：人



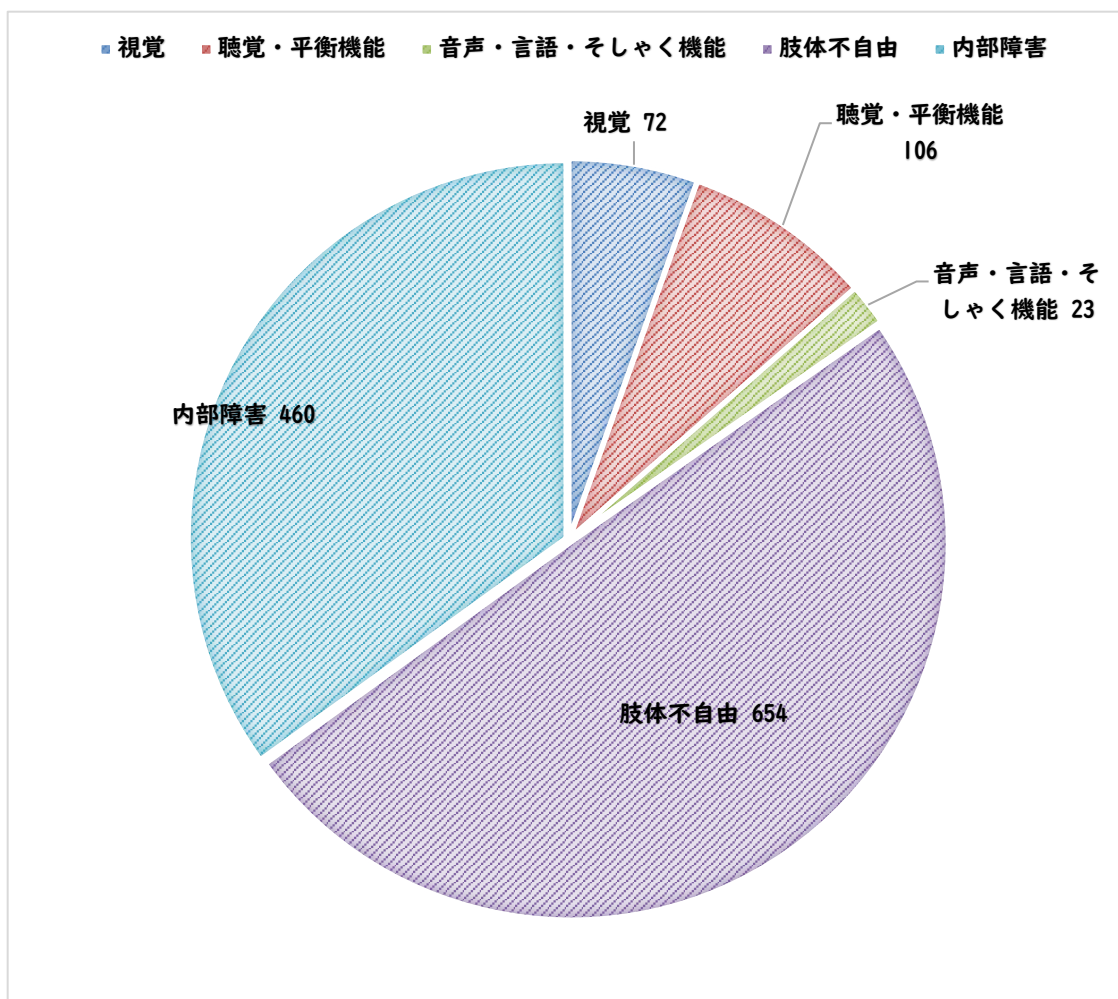
資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

■身体障がい部位別人数

令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数は1,315 人です。

障がいの部位別に比較すると、「肢体不自由」の方が654 人と最も多く、約半数を占めます。次いで、「内部障害」の方が460 人です。

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（令和4年度末現在）

3 知的障がい

■療育手帳所持者の推移

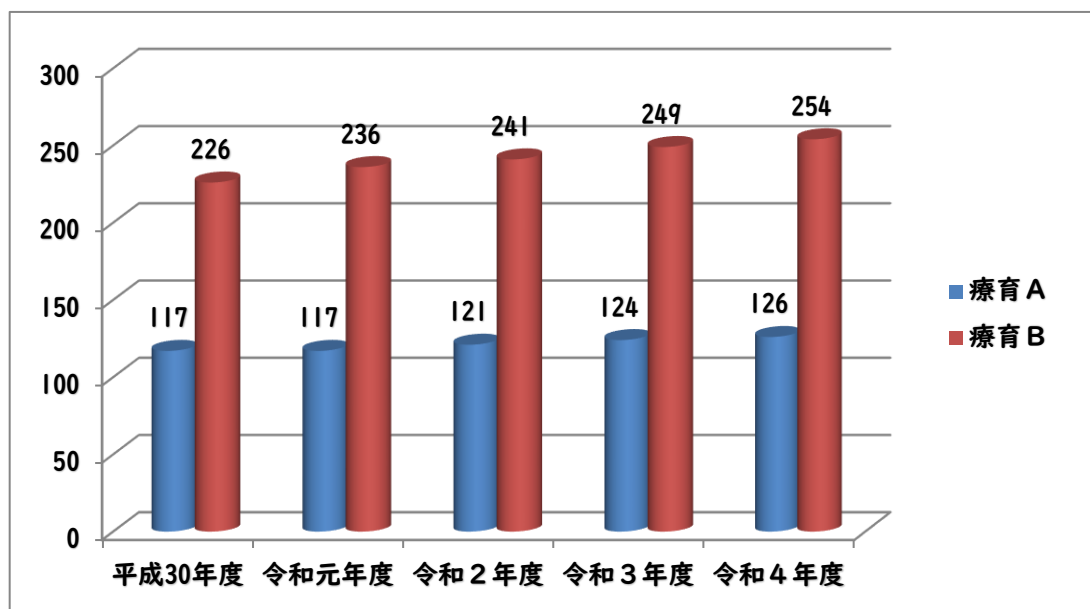
過去5年間の療育手帳所持者は、若干ですが増加傾向にあります。

境港市の総人口の約1%の方が手帳を所持しています。

単位：人

		A(重度)	B(中軽度)	計
平成 30 年度	18 歳未満	12	31	43
	18 歳以上	105	195	300
令和 元年度	18 歳未満	10	39	49
	18 歳以上	107	197	304
令和 2 年度	18 歳未満	10	38	48
	18 歳以上	111	203	314
令和 3 年度	18 歳未満	14	40	54
	18 歳以上	110	209	319
令和 4 年度	18 歳未満	13	38	51
	18 歳以上	113	216	329

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（各年度3月31日現在）

4 精神障がい

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、5年間で28人増加しています。

境港市の総人口の約1%の方が手帳を所持しており、そのうちの約75%が2級の方です。

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成30年度	33	232	44	309
令和元年度	33	250	53	336
令和2年度	33	257	57	347
令和3年度	27	249	43	319
令和4年度	27	254	56	337

資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■自立支援医療（精神）受給者の推移

自立支援医療（精神）受給者数は、増加傾向にあり、5年間で31人増加しています。

境港市の総人口の約2.3%の方が通院している状況にあります。

単位：人

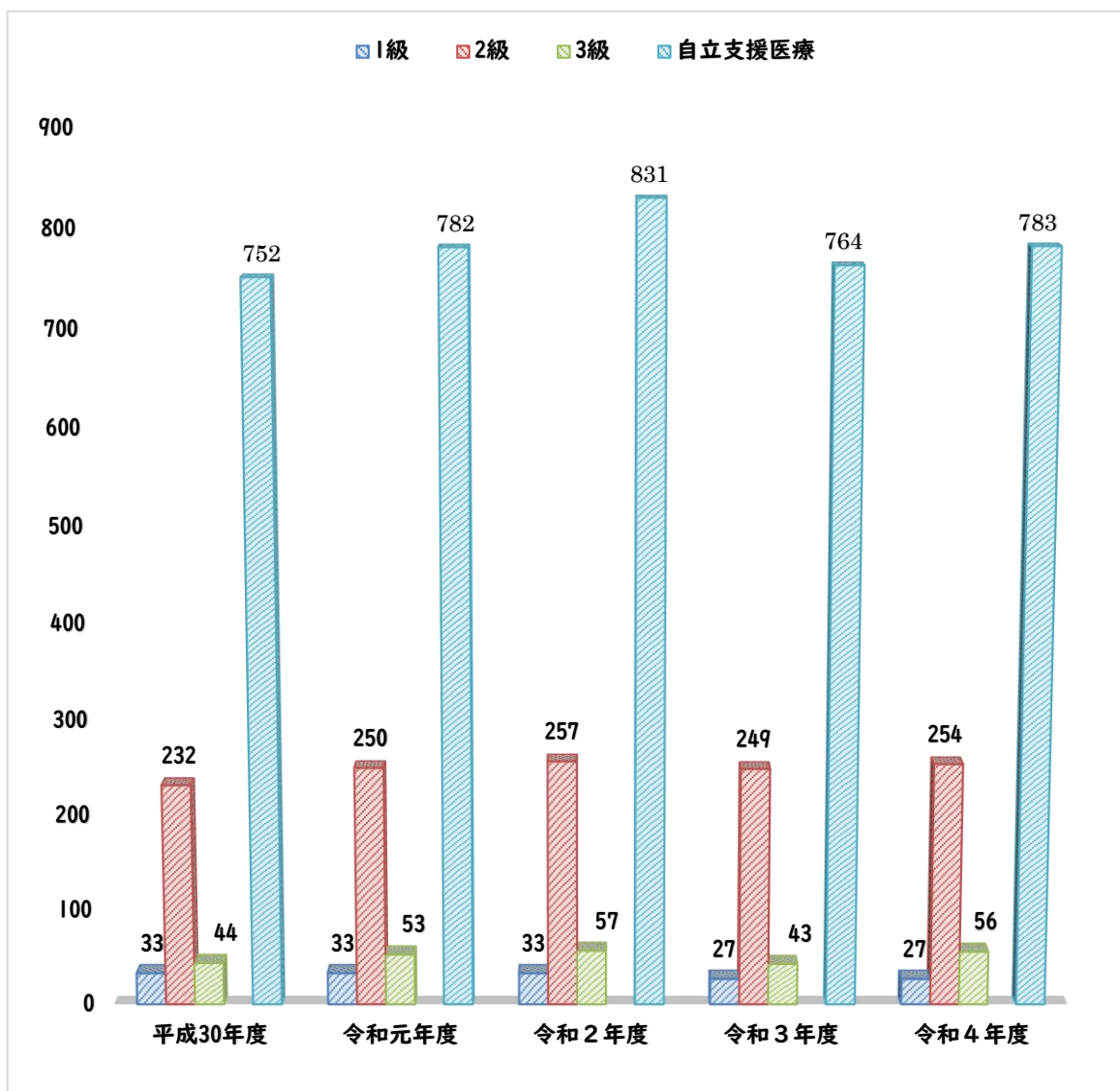
	自立支援医療（精神）
平成30年度	752
令和元年度	782
令和2年度	831
令和3年度	764
令和4年度	783

資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者の推移

過去5年間で精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持している方は横ばいがありますが、5年前に比べ2級または3級の方、自立支援医療を受給している方は増加傾向にあります。

単位：人



資料：境港市健康づくり推進課より（各年度3月31日現在）

■退院可能入院者数

精神障がいで1年以上入院している方のうち、何らかの支援を受ければ退院が可能とされている方は、令和4年度で、市内に8人おられます。

単位：人

区分	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	20年以上	合計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0
20歳以上 40歳未満	0	0	0	0	0	0	0
40歳以上 65歳未満	0	0	1	1	0	1	3
65歳以上 75歳未満	0	1	0	0	1	1	3
75歳以上	1	1	0	0	0	0	2
計	1	2	1	1	1	2	8

資料：鳥取県西部総合事務所県民福祉局より（令和4年度現在）

5 難病

■指定難病受給者数

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等のサービス利用の対象となりました。令和5年4月現在の対象疾患数は366疾患です。

市内では、令和5年3月末現在で356人の方が認定を受けています。

単位：人	
指定難病疾患名	人数 (主疾患)
潰瘍性大腸炎	50
パーキンソン病	54
特発性拡張型心筋症	13
クローン病	14
後縦靭帯骨化症	17
全身性エリテマトーデス	13
重症筋無力症	11
多発性硬化症／視神経脊髄炎	10
皮膚筋炎／多発性筋炎	10
その他	164
計	356

資料：鳥取県西部総合事務所米子保健所（令和5年3月31日現在）

6 障害支援区分

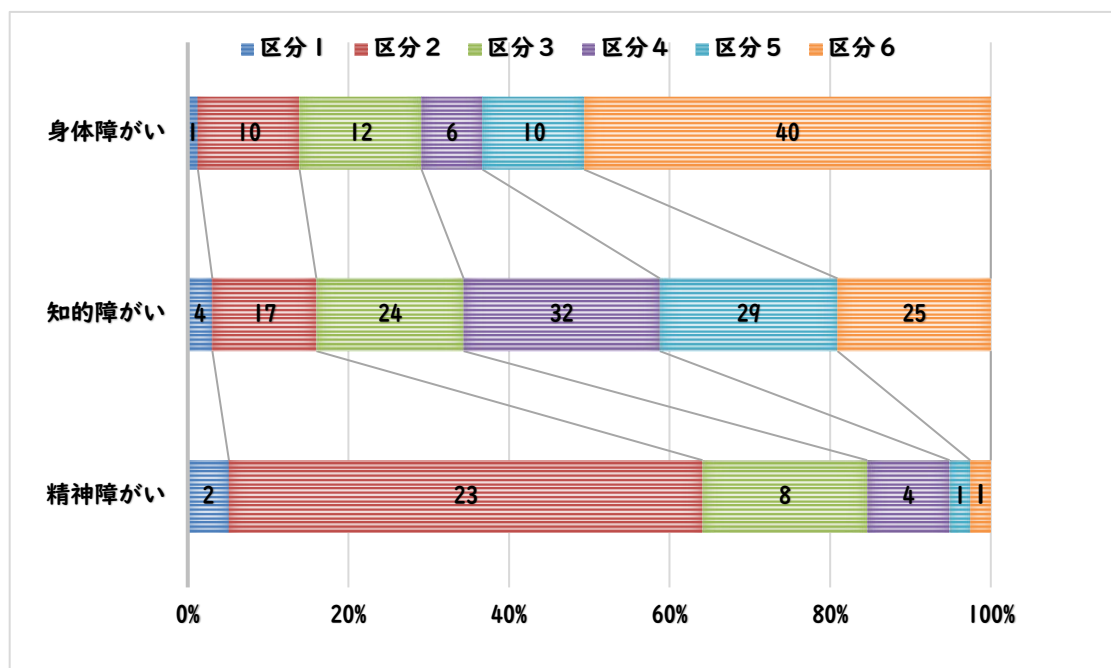
■障害支援区分認定者数（障がい別）

令和5年3月末現在の障害福祉サービス支給決定者数は367人で、その内、障害支援区分認定者数は249人となっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい	1	10	12	6	10	40	79
知的障がい	4	17	24	32	29	25	131
精神障がい	2	23	8	4	1	1	39
計	7	50	44	42	40	66	249

単位：人



資料：境港市福祉システムデータより（令和5年3月31日現在）

第3章 境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向

Ⅰ プランの基本理念

「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」

このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めているように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。

2 プランの基本目標

「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。

■境港市で安心して暮らす

- (1) 障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援体制等を整え、質の向上を目指します。
- (2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親なき後を考えます。
- (3) 防災対策、防犯対策を推進します。
- (4) 保健や医療の体制の充実を図ります。

■境港市で学び、働き、社会参加を促進する

- (1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。
- (2) 障がいのある方の一般就労への移行を進めます。
- (3) 障がいのある方が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、社会参加の機会を増やします。

■境港市で共に暮らす

- (1) 行政が、関係団体や、あいサポート企業等と連携し、あいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供、虐待の防止、権利擁護の取り組みを推進します。
- (3) 行政、事業者、関係団体及び市民は、社会的障壁の軽減に努めます。
- (4) コミュニケーション支援の充実に努めます。

3 分野別施策の基本的方向

SDGs実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則を踏まえ、障がいのある方や行政、事業者、関係者等が一体となり、共生社会の実現に取り組みます。

(1) 生活支援

障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。

平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、障がいのある方一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえて、適切なサービス利用計画の作成をする相談支援専門員の役割がとて重要となっています。今後は、基幹相談支援センターや一般相談支援事業所及びサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所との連携を強化し、より相談しやすい体制を整備していくことが必要です。

また、施設入所者や精神科病院の長期入院者等の地域移行や親なき後も安心して暮らせるよう、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことのほか、緊急時にすぐ相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる地域生活支援拠点等を整備し、基幹相談支援センターとの連携により、より生活しやすい環境を整えることが必要です。

■相談支援体制の充実

- 市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場の充実を図ります。
- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、身近な場所で相談できるよう体制を整え、利用の周知促進を図ります。
- 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、指定特定相談支援事業所の設置を図ります。
また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。
- 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を推進します。
また、成年後見制度に関わる法人の活動強化や新たな法人の設立を支援します。
- 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等への参加しやすい環境作りに努めます。
- 地域生活支援拠点等を整備し、基幹相談支援センターと連携し緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う体制を整えます。
- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できるよう誰もがわかりやすい相談窓口を目指します。

■在宅サービス等の充実

- 障がいのある方及びその家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう、また、日中活動の場の確保に努めます。

- 常時介護が必要な重度の障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中や夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。また、訪問系サービスを充実させることにより、地域で安心して生活できるように努めます。
- 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。
- 地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ体制を確保し、障がいのある方が地域で安心して生活できるように努めます。

■障がいのある児童への支援の充実

- 重度の障がいのある児童も含めた障がいのある児童への市内での児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供や預かりの場の確保に努めます。
- 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、医療的ケア児や重症心身障がい児も含めた障がいのある児童への地域支援体制づくりを中心に進めます。

※医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

- 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや健康づくり推進課、子育て支援課、教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所等と連携を深めます。
- 発達障がいに対する理解を促進し、適切な対応ができるように、発達障がいのある児童やその家族等に対する支援体制の充実を図ります。
- 地域におけるインクルージョン推進のため、児童発達支援センターを中心に、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行っていくとともに、地域の障害児通所支援事業所と連携し、障がいのある児童への支援の充実を図ります。

※インクルージョン：地域社会への参加・包容

■サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。
- 障害福祉サービス等の提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。
- 障害福祉サービス等とその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。
- 障害福祉サービス事業所における人材確保、サービスの質の向上のため、県が実施する研修へ参加しやすい環境作りに努めます。
- 新型コロナウイルス感染症等、感染症流行時においても、安定的にサービスが提供されるように県及び近隣市町村と連携して、必要な情報提供を行います。
- 障害福祉サービス事業所における人材確保のため、ICT を活用した研修への参加や会議等の参加、開催または事務負担の軽減により、業務効率化を図ることを推進します。

※ICT:情報処理及び通信技術の総称

■福祉用具の普及

- 利用者のニーズを把握し、日常生活用具等の給付を行います。

(2) 保健・医療

障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させる必要があります。

精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していく必要があります。

また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。

■保健・医療の充実

- 障がいのある方の予防検診の充実を図ります。

- 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。
- 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともにを行います。
- 障がいのある方の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の助成をします。

■精神保健・医療の充実

- 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図り、精神疾患の発症予防、早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の払拭に努めます。
- 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を通じて、関係機関との連携を図ります。
- 依存症である方やその家族に対する支援を県等の関係機関と連携して行います。

■障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 乳幼児等に対する健診や保健指導の実施により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

■難病に関する施策の推進

- 難病の方の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談等を実施するため、相談支援事業所や鳥取県難病相談・支援センター等と連携を図り、必要な障害福祉サービス等が提供されるように努めます。

(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等

障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努めることが必要です。

また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。

■教育

- 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりのため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。
- インクルーシブ教育システムの整備のため、障がいのある幼児児童生徒が合理的配慮を受けながら、適切な指導や支援を受けることができるようにするとともに、障がいの有無に関わらず可能な限り共に学ぶ仕組みづくりを進めます。

■文化・芸術活動の推進

- 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。
また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。
- 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、ワークショップ等の機会を創り、支援します。
- 障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい読書環境の整備を図ります。

■スポーツ等の推進

- パラスポーツ指導者等とともに、障がいのある方のスポーツ参加のきっかけづくりや、すべての市民が一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。
また、県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。
障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮できるよう支援していく必要があります。

■総合的な就労支援

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。また、就労後は、就労にともなう生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により、職場定着を推進します。
- 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。
- 市内の企業に対して、障がい者雇用について理解の促進を図り、一般就労の受け皿が増えるよう取り組みます。
- 雇用施策との連携により、企業において重度の障がいのある方が就労する場合や自営業で働く場合等に必要とする職場等での支援を実施することにより、一般就労を推進します。

■就労の底上げ

- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市役所内における発注促進への取り組みを強化します。
また、就労継続支援事業所の活用事例等の情報提供を行い、市役所内の優先調達の増加に繋がります。
- 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。
- 就労継続支援事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。

■経済的自立の支援

- 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができるよう、制度について周知徹底します。
- 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見制度等の利用について周知徹底します。

(5) 生活環境

障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。

■住宅の確保

- 住まいの場として、市内にグループホームの設置促進を図るため、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」において方策を検討し、事業者に情報提供や働きかけを行います。
- 障がいのある方の住宅の確保のため、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し、情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。
- 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や、住宅改修に対する支援を行うとともに、制度の広報に努めます。

■福祉のまちづくりの推進

- 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進サポーターとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制度の周知や利用促進に努めます。
- 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消に努めます。
- 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を促進したり、境港市障がい者福祉タクシー料金助成事業が、必要な方に利用されるよう広報に努めます。
また、障がいのある方の公共交通機関の利用について利便性の向上を図ります。
- 障がいのある方も利用しやすい公共施設となるよう環境整備に努めます。

(6) 情報アクセシビリティ

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、障がいのある方が地域でコミュニケーションが十分に取ることができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実

- 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。
- 障がいのある方が行政等に関する主要な情報に ICT 機器を活用してアクセスできるよう環境整備に努めるとともに、支援を必要としている方へ必要な情報が届くように多様な障がいの特性に応じたわかりやすい情報発信に努めます。また、市役所窓口においては、障がいのある方の個々の状況に応じた支援を行うよう徹底します。
- 障がいの特性に応じた意思疎通支援のあり方を具体的に検討し、市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。
- 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者、要約筆記者や失語症者向け意思疎通支援者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図るとともに、障がいのある方の ICT の活用について県等と連携し、促進します。

(7) 安全・安心

障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた情報提供が必要です。

また、消費者トラブルに巻き込まれないよう相談場所等について、障がいのある方への周知が必要です。

■防災対策等の推進

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、地域や関係機関と連携を図り、避難行動要支援者名簿や「支え愛マップ」等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援や、安否確認を行うことができる体制を整えます。

- 避難行動要支援者については、自力での避難が困難な方に支援が行き届かないことのないよう把握に努めます。
- 原子力災害の発生に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。
- 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わり、避難所においては安全・安心な生活が送れるよう、県や市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。
- 在宅で生活している人工呼吸器等を装着している医療的ケア児者が、災害での停電時においても人工呼吸器等を稼働できるように、非常用電源の購入に関する助成制度を実施するとともに、避難所におけるポータブル電源装置の整備を図ります。

■防犯対策、消費者トラブルの防止

- 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等が連携し、防犯被害の防止と早期発見ができるよう、ネットワークづくりを整えとともに、相談窓口の周知に努めます。
- 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費者生活相談の充実に努めます。
- 消費生活センター、行政、地域、警察等が連携し、消費者トラブルの防止のため、「境港市消費者安全確保地域協議会」を設置し、障がいのある方等を地域で見守ります。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。また、令和3年5月には同法が改正（令和6年4月施行）され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことから、正当な理由なく、障がいを理由とした差別をなくすことにさらに取り組んでいくことが必要です。また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要です。

■差別解消の推進

- 国の基本方針に基づいて検討される、障がい者を理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての関心や理解を深める啓発や差別に関する相談体制を整備します。

■権利擁護の推進

- 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。
- 障がい者虐待に関する研修に、市や障害福祉サービス事業者は積極的に参加し、虐待防止についての理解を深めます。
- 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるように支援します。
また、福祉や司法など、専門機関と連携して広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を備えた中核機関の整備を進めます。

(9) 行政サービス等における配慮

障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がいを正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。

■あいサポート運動の推進

- 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。また、あいサポートバッジの着用を促進し、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくれます。
- 小さい頃から障がいを正しく理解するため、市内の小中学校で、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。
- 援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に取り組み、障がいのある方がサポートを受けやすい環境をつくれます。

■交流と理解

- 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。

- 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズの把握に努めます。

また、当事者団体の研修会等を支援します。

- 日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応します。

- 市民の障がいへの理解が深まるよう、当事者団体の自主活動等へのボランティア参加を促進し、境港市社会福祉協議会の運営する境港市ボランティアセンターと連携し、障がいのある方と市民の交流の機会の充実を図ります。

■行政機関における配慮

- 境港市 DX 推進計画に基づき障がいのある方も利用しやすい窓口を目指します。

※DX:ICT の浸透が人々のあらゆる面でより良い方向に変化させること

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

Ⅰ 令和8年度の目標値

障がいのある方が地域で安心して暮らす共生社会の実現を目指して、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国の指針や本市の現状を勘案して、令和8年度における目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方について、グループホーム等への地域生活移行を推進します。

目標値

令和8年度末までに、3人が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数としては2人の減少を見込んでいます。

項 目	数 値
基準とする入所者数 令和4年度末の人数 (A)	49人
目標年度入所者数 令和8年度末時点 (B)	47人
【目標値】 縮減見込み (A-B)	2人 (5%)
【目標値】 地域生活移行数	3人 (6%)

【国の指針】

① 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行。

② 施設入所者の削減

令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神病床に長期入院されている方の地域移行及び地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、活性化に取り組めます。

目標値

項 目	数 値
【目標値】 協議の場の開催の年度回数	1回 (圏域)

【国の指針】

全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要である。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がいのある方の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について整備し、充実を図ります。

また、強度行動障がいがある方の状況等を確認し、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めます。

目標値

項 目	数 値
基準とする拠点数 令和4年度末の拠点数	1か所
目標年度拠点数 令和8年度末時点	1か所
【目標値】 運用状況の検証及び検討の年度回数	1回
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1人
【目標値】 強度行動障がいを有する者に関する支援体制の整備	整備済

【国の指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和8年度末までに整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネータを配置するなどにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

令和8年度末までに強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、一般就労に移行することを推進します。

※福祉施設の範囲：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業所

目標値

令和8年度において、7人が一般就労に移行することを目指します。

また就労移行支援事業や就労定着支援事業を利用する者の割合については、これまでの実績を勘案し、より一層の拡充を進めていきます。

項 目	数 値
基準とする一般就労移行者数令和3年度の人数	1人
【目標値】 令和8年度における一般就労移行者数(A) + (B) + (C)	7人
基準とする就労移行支援を通じた移行者数令和3年度の人数	0人
【目標値】 令和8年度における移行者数(A)	2人
基準とする就労継続支援 A 型を通じた移行者数令和3年度の人数	0人
【目標値】 令和8年度における移行者数(B)	1人
基準とする就労継続支援 B 型を通じた移行者数令和3年度の人数	1人
【目標値】 令和8年度における移行者数(C)	4人
【目標値】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%
【目標値】就労定着支援事業の利用者数	3人
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%

【国の指針】

- ① 福祉施設から一般就労への移行
令和3年度実績の1.28倍以上とする。
うち、就労移行支援からの移行を1.31倍、就労継続支援A型からの移行を1.29倍、就労継続支援B型からの移行を1.28倍とする。
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍とする。
- ④ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置 (現状値)	1か所	市内で設置あり (NPO 法人陽なた)
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	市内の児童発達支援センターと連携して、現在の提供体制の維持・拡充
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業を活用したインクルージョンを推進する体制の構築 (現状値)	構築済	NPO 法人陽なたが、児童発達支援センターの役割と保育所等訪問支援事業を実施
【目標値】 令和8年度末時点	構築済	市内の児童発達支援センターと連携して、現在の提供体制の維持・拡充

【国の指針】

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上の設置を基本とする。

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

項 目	数 値	備 考
現状値	0か所	ただし、重症心身障がい児の受入れをしている事業所は2か所あり。
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	圏域での設置

【国の指針】

各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
(圏域での確保可)

③ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

項 目	数 値	備 考
現状値	1か所	圏域での設置あり。 重症心身障がい児の受入れをしている事業所は、他にも1か所あり。
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	現在の提供体制の維持・拡充

【国の指針】

各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
(圏域での確保可)

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と医療的ケア児
コーディネーターの配置

項 目	数 値	備 考
協議の場（現状値）	1か所	圏域で設置
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	
コーディネーター （令和4年度末）	8人	市内での配置
【目標値】 令和8年度末時点	8人	

【国の指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、コーディネーターの配置を基本とする。

（都道府県が関与した上での、圏域での設置可）

（6）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

項 目	数 値	備 考
基幹相談支援センターの設置 （現状値）	0か所	
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	複数市町村による共同設置 も可
協議会体制の確保（現状値）	1か所	鳥取県西部自立支援協議会 において設置済
【目標値】 令和8年度末時点	1か所	

【国の指針】

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置する（複数市町村による共同設置可）とともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても地域の相談支援体制の強化に努める。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

項 目	数 値	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（現状）	構築済	・障害福祉サービス等に係る各種研修へ職員が参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所と共有
【目標値】 令和8年度末時点	構築済	
指導監査結果の県との共有（現状）	共有済	
【目標値】 令和8年度末時点	共有済	

【国の指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

2 施策の方向性

障がいのある方の高齢化、重度化を見据え、親なき後も地域で安心して暮らせるよう、また障がいのある児童に個々の状況に応じた支援が提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

- (1) 障がいのある方の地域における生活の継続のために、ヘルパー等の在宅サービスの利用、日中活動の場の確保に努めるとともに、住まいの場として市内へのグループホームの設置促進を図ります。また、グループホームにおける希望する障がいのある方への一人暮らし等に向けた支援等の充実に努めます。
- (2) 障害福祉サービス事業所における福祉的就労の充実や、障がいのある方が自立し、地域で安定した生活が送れるよう関係機関と連携し、一般就労への移行の促進に努めます。
- (3) 障がいのある方や児童が必要に応じた適切な支援が受けられることができるよう、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、関係機関との連携に努めます。また、鳥取県西部障害者自立支援協議会において、個別事例の検討を実施していくなかで出た課題等の解決のため、地域サービスの基盤の開発・改善等に取り組んでいくために必要な協議会の体制を確保します。
- (4) 障がいのある児童の健やかな育成が支援できるよう、児童発達支援センターを中心に幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援を行っていくとともに、障害児通所支援等の充実に図り、関係機関と連携して、ライフステージに沿った切れ目のない支援の提供に努めます。
- (5) 安定的に障害福祉サービス等を提供するため、人材確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図るための取組に努めます。
- (6) 緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行う体制を整え、緊急時の受け入れ体制を確保し、障がいのある方が地域で安心して生活できる地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、強度行動障がいのある方の状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めます。

3 障害福祉サービスの見込量

第6期計画の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量等を定めます。

なお、精神障がいのある方については、精神障害者保健福祉手帳を所持している方だけでなく、自立支援医療（精神通院医療）も含めたサービス量を見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

(上段) 時間：月間のサービス提供時間
(下段) 人：月間の利用人数

【見込量】

サービス名	第6期の給付実績		第7期の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	634	618	644	655	667
	52	56	55	56	57
重度訪問介護	733	745	820	820	820
	3	3	4	4	4
同行援護	25	24	31	31	31
	4	3	5	5	5
行動援護	425	428	685	742	799
	10	10	12	13	14
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
計	1,817	1,815	2,180	2,248	2,317
	69	72	76	78	80

令和4年度までの実績と令和5年度の状況及び今後の利用を見込んで推計しました。

(2) 日中活動系サービス

(上段)人日分:「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【見込量】

(下段) 人:月間の利用人数

サービス名	第6期の給付実績		第7期の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,890	1,854	2,159	2,159	2,159
	107	103	107	107	107
自立訓練 (機能訓練)	18	0	12	12	12
	1	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	100	70	44	55	66
	10	7	4	5	6
就労選択支援				14	28
				1	2
就労移行支援	48	33	70	84	98
	3	3	5	6	7
就労継続支援 (A型)	437	360	456	475	494
	23	20	24	25	26
就労継続支援 (B型)	2,100	2,256	2,416	2,416	2,416
	140	141	151	151	151
就労定着支援 (人)	2	2	2	2	2
療養介護(人)	13	13	12	12	12
短期入所 (福祉型)	75	96	144	150	156
	15	16	24	25	26
短期入所 (医療型)	35	49	49	49	49
	5	7	7	7	7

令和4年度までの実績と令和5年度の状況及び今後の利用を見込んで推計しました。

(3) 居住系サービス

【見込量】

人：月間の利用人数

サービス名	第6期の給付実績		第7期の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0	1	1	1	1
共同生活援助	44	42	44	45	46
施設入所支援	53	49	48	48	47

令和4年度までの実績と令和5年度の状況及び共同生活援助の施設が開設されること、今後、施設から在宅生活への地域移行等を勘案し、見込量を推計しました。

(4) 相談支援

【見込量】

人：月間の利用人数

サービス名	第6期の給付実績		第7期の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	116	92	105	108	111
地域移行支援	1	0	1	1	1
地域定着支援	2	0	1	1	1

令和4年度までの実績と令和5年度の状況及び今後の施設から在宅生活への地域移行を勘案し、見込量を推計しました。

(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援のために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように支援体制の充実を図ります。

【見込量】

単位：人

種 類	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）【上段】及び実施者数（支援者）【下段】	22	0	0	4	4
			0	1	1
ペアレントメンターの人数	2	2	2	2	2
ピアサポート活動への参加人数	22	13	12	12	12

・ペアレントトレーニングとは、親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶものです。

・ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた、より簡易なものです。

・ペアレントメンターとは、発達障がい児の子育て経験のある親が、その育児経験を生かして子どもが、発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う方です。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込量】

種 類	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	11人	7人	8人	8人	8人
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）			2人	1人	1人

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込量】

種 類		第6期実績		第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置				無	無	有
基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7 件	17件	12件	12件	12件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	13件	25件	13件	13件	13件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	31回	32回	30回	30回	30回
	個別事例の支援内容の検証実施回数			12回	12回	12回
	主任相談支援専門員の配置数			1 人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数			12回	12回	12回
	参加事業者・機関数			31か所	31か所	31か所
	専門部会の設置数			1か所	1か所	1か所
	専門部会の実施回数			12回	12回	12回

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【見込量】

種 類	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修 の活用	5 人	7 人	6人	6人	6人
障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有回数	12回	12回	12回	12回	12回

障害福祉サービスの内容

【介護給付】

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ※平成30年度より医療機関への入院時も利用可能
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援 (障害者支援施設 での夜間ケア等)	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

サービス名	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用型)
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(非雇用型)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等へ就労した方に、就労に伴い生じている生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援します。

【地域相談支援給付】

サービス名	サービス内容
地域移行支援	施設に入所する方等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行います。

【計画相談支援給付】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域での生活を支えるために、市が実施主体となり、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供するものです。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して、障がいのある方等に対する理解を深めるための研修・啓発を実施します。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。

【見込量】

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施

今後も、定期的に地域支援セミナーを開催していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等が、地域において自発的に取り組む活動を支援します。

【見込量】

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施

今後も、市内にある障がい者団体が実施しているあいサポート研修を支援していきます。

③ 相談支援事業

障がいのある方やその家族等の相談に応じ、地域生活支援のための必要な情報の提供、福祉サービスのコーディネート、生活相談などを行います。市の窓口以外にも、指定相談支援事業者への委託による相談支援機能強化事業を実施し、専門的かつ多様なニーズに機動的に対応します。

【見込量】

相談支援事業	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実利用見込数	71 人	67 人	72 人	73 人	74 人

令和3年度より2か所の事業者へ委託し、相談しやすい体制を整えており、今後も利用の周知に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

福祉サービス利用にあたって、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい、または精神障がいのある方で、親族等が成年後見の申し立てができない場合に、市長が申し立てを行います。権利擁護の観点から、委託相談支援事業者等と連携を図りながら実施していきます。

【見込量】

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見利用支援事業	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

境港市で安心して生活できるように、成年後見制度の活用を促進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修や適正な活動の支援を実施します。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。

【見込量】

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施

今後も、組織体制充実のための研修会の開催や意見交換などを実施していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

コミュニケーション手段に大きな制約がある聴覚障がいのある方及び音声・言語機能障がいのある方や視覚障がいのある方や失語症の方などの地域生活を支えるため、日常生活の中の様々な問題、困難に対応できるよう、手話通訳者等の派遣を行い、コミュニケーション保障のもとで相談できる体制整備を図ります。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。ただし、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業につきましては、県と共同で実施します。

【見込量】

意思疎通支援事業	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	3人	4人	4人	4人	4人
要約筆記派遣	1人	1人	2人	2人	2人
手話通訳者設置	2人	2人	2人	2人	2人

定期的に事業の周知を行い、必要としている方への利用に繋がります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある方に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図ります。また、サービスを必要としている方が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

単位：件

種 別	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練	1	3	2	2	2
自立生活	6	5	4	4	4
在宅療養等	6	9	8	8	8
情報・意思疎通	7	3	5	6	7
排泄管理	802	904	925	937	949
住宅改修	0	1	1	1	1

利用者のニーズを把握し、用具については必要があれば、見直しも行っていきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。事業の実施については鳥取県西部圏域9市町村の共同委託により行います。

【見込量】

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	4人	5人	5人	5人	5人

手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムに基づき、研修会を鳥取県西部圏域で実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。マンツーマンによる個別支援型を実施します。また、道路運送法による福祉有償運送の実施のため、鳥取県西部福祉有償運送運営協議会に参画し、必要な情報を地域に提供していきます。

【見込量】

単位：時間/月

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	79	75	131	134	137

余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方の日中活動（創作的活動又は生産活動の場）の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。現状は本市以外の近隣市でのサービス利用となっており、現行のサービス利用が円滑に行われるよう情報の提供と利用の相談を行います。

【見込量】

単位：回/月

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	69	17	15	15	15

創作的活動の提供や社会参加の場として、地域活動支援センターの役割と機能を整理し、充実強化を図ります。

⑪ 日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある方の日中における活動の場を提供します。実施事業所の情報提供を行い、障がいのある方とその家族が安心して過ごせる環境整備に努めます。

【見込量】

単位：回/月

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	290	332	355	360	365
	児 41 者249	児 58 者 274	児 53 者302	児 54 者 306	児 55 者 310

障がいのある方が障がい福祉サービス等と併用して補完的に利用することから、今後も利用ニーズが増えることが見込まれます。

⑫ 自動車改造費助成事業

就労等に伴い、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成することにより、障がいのある方の社会参加を促進します。サービスを必要としている方が円滑に利用できるように各種情報提供や相談の充実を図ります。

【見込量】

単位：件

事業名	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	0	0	1	1	1

社会参加を促進するためにも、今後も事業の周知に努めます。

⑬ 地域自立支援協議会

障がいのある方の地域における自立した生活を支援するため、情報を共有し、地域の課題についての検討を協働で行う、地域の関係者（福祉、雇用、教育、医療、行政等）によるネットワークです。

サービス事業者や当事者団体等で構成される「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を鳥取県西部圏域9市町村で共同設置しています。

この圏域において、地域間でサービスに不均衡が生じないように配慮するとともに、地域の課題を解決するための方法の検討や情報の共有化を図ります。

【見込量】

単位：か所

項目	第6期実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	1	1	1	1	1

5 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

- 地域移行が進み、目標値が達成できるよう、グループホーム等の居住環境整備に努めます。
また、強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方でも在宅サービスが可能となるよう、国のサービスだけでなく、県とともに在宅サービス事業の充実を図ります。
- 鳥取県西部障害者自立支援協議会や境港市障がい福祉サービス事業所連絡会、障がいのある方又はその家族及び当事者団体を通じて、障がいのある方の利用ニーズの把握に常時努めます。
- 境港市障がい福祉サービス事業所連絡会などを通じて障害福祉サービス事業所等に広く情報提供を行い、利用定員の拡大や新規参入など、障がいのある方が身近な場所で必要なサービスが受けられるよう、提供体制の整備を進めます。
- 市内在住の障がいのある方に対し、サービス等の制度の周知に努め、必要なサービスが行き届く環境をつくれます。
- 安定した質の高いサービスを提供するため、障がい福祉サービス事業所における人材確保や定着等の支援を県と連携して行い、障がいのある方が必要なサービスが受けられるよう、提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある方の地域での生活を支えるため、必要な方へ必要な支援が提供されるように、利用者のニーズ把握に努め、地域生活支援事業の見直しについても実施するとともに、利用促進のための周知も実施します。

6 障がいのある児童に係るサービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害児通所支援等の見込量等を定めます。

【見込量】

(上段) 人日分: 「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」

(下段) 人 : 月間の利用人数

サービス名	第6期給付実績		第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	164	191	215	225	236
	41	39	46	48	50
医療型児童発達支援	2	4			
	1	1			
放課後等デイサービス	1,092	1,472	1,935	1,950	1,965
	84	109	129	130	131
保育所等訪問支援	22	13	19	19	19
	10	7	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援	0	0	2	2	2
	0	0	1	1	1
障害児相談支援(人)	41	47	57	62	68
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置(人)	4	8	8	8	8

令和4年度までの実績と令和5年度の状況及び今後の利用を見込んで推計しました。

なお、令和6年度より医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されます。

障害児通所給付等の内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。 ※なお、令和6年度より医療型児童発達支援は、児童発達支援に一元化されます。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童への支援について、保育所等を訪問し相談に応じます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童等の居宅を訪問して、発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成及び見直しを行います。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する保健、医療、福祉、保育、教育等各分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

見込量確保のための方策

障がいのある児童に係るサービスの見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

- 児童発達支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所と連携を図り、ニーズの把握に努めます。
- 支援が必要な児童に対し、障がいの状況やニーズに応じたサービスが提供できるよう、市内での体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターを配置し、引き続き、医療的ケア児が必要なサービスを利用できるように努めます。
- 児童発達支援センターを中心に、市内の障がい児通所支援事業所と連携して、地域における障がい児支援の質の向上を目指します。

(2) 子ども子育て支援等の利用ニーズ

令和6年度から令和8年度までの各年度における障がいのある児童の子ども子育て支援等の利用ニーズを見込んだ定量的な目標を定めます。

【見込量】

サービス名	令和5年11月 現在の利用者数	定量的な目標(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定	5人	5人	5人	5人
第2号認定	35人	36人	38人	40人
第3号認定	2人	3人	3人	3人
放課後児童健全育成事業	6人	8人	8人	8人

令和5年11月現在の利用者数とニーズを踏まえ、見込量を推計しています。

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後児童クラブ

見込量確保のための方策

障がいのある児童の子ども子育て支援等の見込量を確保するために、次のような取り組みを行います。

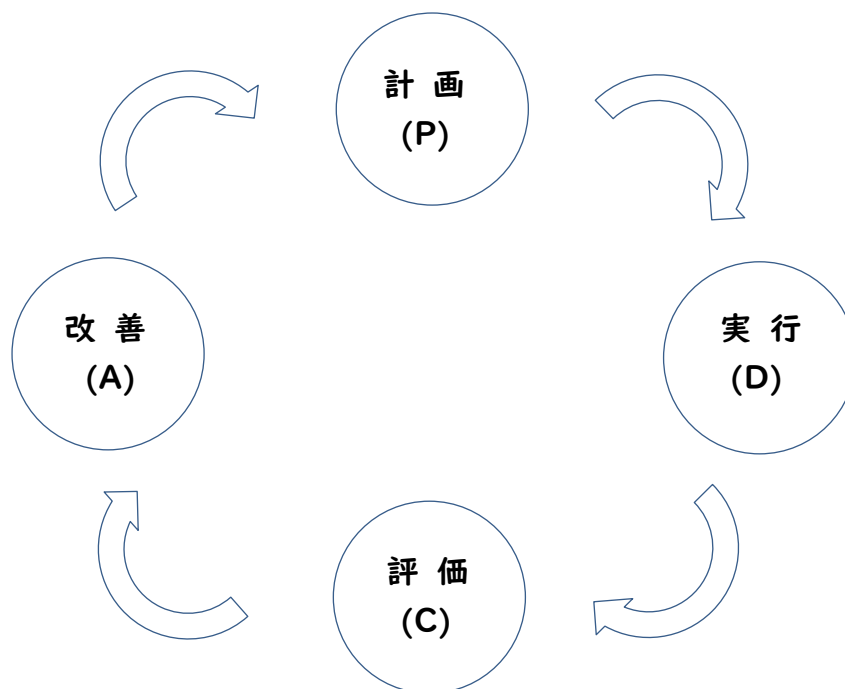
- 子ども子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童の希望に沿った利用ができるよう、関係機関と連携し、受け入れ体制の整備を進めます。

7 PDCAサイクル

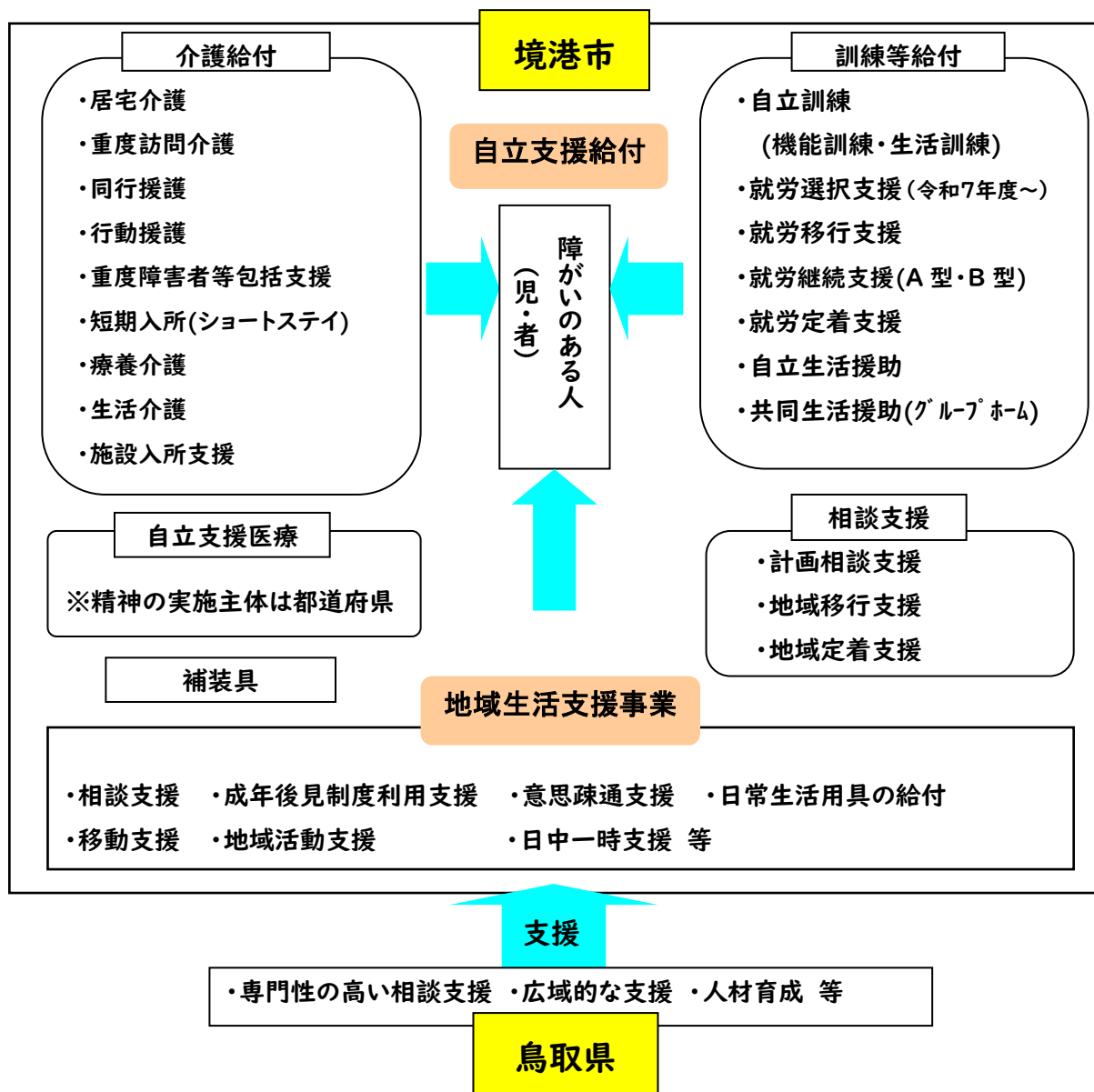
計画は、障がいのある方の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて改善を積み重ねていく必要があります。

そのため、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に「境港市障がい児者プラン策定・評価委員会」で分析・評価のうえ、課題については、随時「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等で共有し、解決に向け、対応していくこととします。

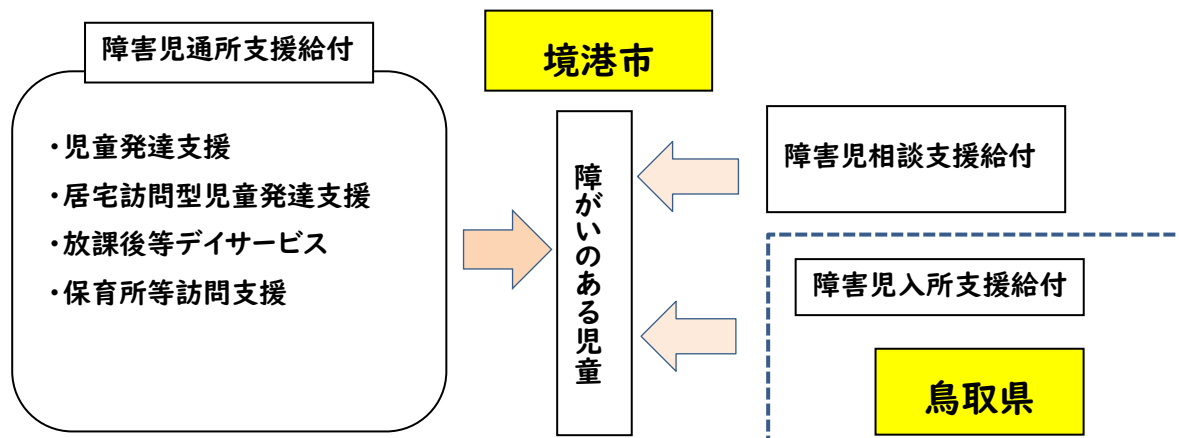
(PDCAサイクル)



◆障害者総合支援法に基づく支援の体系図



◆児童福祉法に基づく支援の体系図



令和4年度福祉に関するアンケート調査の実施結果について

(1) 調査の概要

<目的>

障がい者の実態とサービス等に対するニーズを把握し、県障害者計画及び障害福祉計画の作成、市町村障害者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的として、県と市町村が協力して調査を実施しました。

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証所持者及び医療機関利用者（精神のみ）で、かつ65歳未満の者または65歳以上の障害福祉サービス受給者。

(2) 主な調査内容

障がいの状況、住まいや暮らしの状況、障害福祉サービス等の利用状況、日中活動や就労の状況、社会参加、災害対策

(3) 経過

- ・令和4年10月 調査票送付
- ・令和5年 6月 回答を取りまとめた県から市へ調査結果が送付される

(2) 結果

アンケート送付数	1,221 名
回答数	467名
回答率	38%

質問項目について、回答が多かったものや自由記載でいただいた意見で多く寄せられた内容については、以下のとおりとなります。

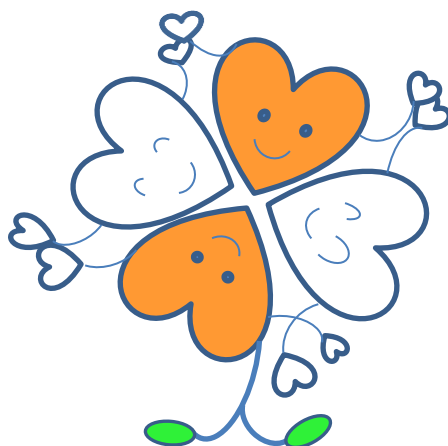
- ・将来への不安 ・親亡き後について ・金銭面での不安 ・障がい理解について
- ・健康医療について ・就労について など

◆境港市障がい児者プラン策定・評価委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

所 属・役 職	氏 名
まつぼっくり事業所 管理者	足立 博文
お菓子とパンの店えびくる 管理者	岩佐 美穂
光洋の里 施設長	清水 美和子
障害者支援センターさかいみなと 相談支援専門員	進 亜紀
NPO 法人陽なた 管理者	竹内 美智子
相談支援事業所エポック翼 管理者	田崎 昌宏
境港市精神障害者家族会 副会長	秋田 松夫
境港市身体障がい者福祉協会 会長	山本 尚夫
境港市障がい児(者)育成会 会長	石川 肇
中浜地区社会福祉協議会会長	足立 勝美
境港市民生児童委員協議会 会長	柏木 香寿子
境港市社会福祉協議会 係長	加藤 弘晃
米子公共職業安定所 統括職業指導官	岸菜 孝典
公募委員	宮本 剛志
公募委員	徳尾 勝

任期:令和5年6月1日～令和8年3月31日



令和6年3月

鳥取県境港市福祉保健部福祉課

TEL 0859-47-1121

FAX 0859-42-5987

E-mail: fukushi@city.sakaiminato.lg.jp